

地方独立行政法人宮城県立こども病院公的研究費等取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）における公的研究費等の取扱いは、常に誠実な遂行と効率的な運用に努めなければならない。この規程は、税金等の財源を原資とする公的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、適正な管理に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 公的研究費等とは、各省庁、独立行政法人、地方公共団体及び財団法人等から配分される競争的研究資金、その他あらかじめ病院長が事務委任を行うことを承諾した研究費等、法人で扱うすべての研究費をいう。
- 2 研究者等とは、法人に所属する研究者及び法人の公的研究費等の運営及び管理に関わる事務職員を含め、すべての者をいう。
- 3 不正使用とは、故意又は重大な過失による架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって、関係する法令等に逸脱して公的研究費等を不正に使用又は受給する行為をいう。
- 4 コンプライアンス教育とは、不正使用を事前に防止するために、研究者等自身を取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に該当するかなどを理解することを目的として、法人が研究者等に対し実施する教育である。

第2章 運営管理責任体制

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、病院長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が、公的研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として最高管理責任者が指名する統括管理責任者を置き、副院長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、不

正使用に係る規程に基づき、法人全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 法人内における公的研究費等の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つ者として、最高管理責任者が指名するコンプライアンス推進責任者を置き、臨床研究推進室長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部署における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告書を提出すること。

(2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

(3) 研究者等が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を任命することができる。

(事務総括責任者等)

第6条 法人内における公的研究費等の適切執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を確保するため、最高管理責任者が指名する事務総括責任者を置き、事務部長をもって充てる。

2 事務総括責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者を補佐するとともに、公的研究費等の適切な執行を確保するための指導を行う。

3 事務総括責任者を補佐するため、経理事務責任者を置き、経営企画課長をもって充てる。

(職名の公開)

第7条 前4条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境

(関係法令等の遵守)

第8条 研究者等は公的研究費等の取扱いについて、法人会計規程、法人契約実施規程等並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等を遵守しなければならない。

2 公的研究費等の取扱いは、特別の定めがある場合を除き、この規程に基づいて行うものとする。

(研究者等の責務)

第9条 研究者等は第2章に規定する各責任者の指示に従うとともに、研究者倫理に基づき、公的研究費等を適正かつ効率的に遂行する責務を負わなければならない。

(経理事務)

- 第10条 公的研究費等に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、特別に定めのある場合のほか、法人の規程により取り扱うものとする。
- 2 公的研究費等の配分を受けた研究者は公的研究費等の管理及び経理の事務を病院長に委任することとする。
 - 3 病院長の指示により臨床研究推進室及び経営企画課にて、前項の公的研究費等の管理及び運営を行う。
 - 4 公的研究費等に係る経理に関する書類保存に係る取扱いは、特別に定めのある場合のほか、法人の規程によるものとする。

第4章 研究者等の意識向上

(行動規範)

- 第11条 研究者等は、公的研究費等が病院の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費等の使用にあたり、関係する法令・通知及び病院が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
 - 3 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
 - 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
 - 5 研究者等は、公的研究費等の使用にあたり取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

(研修会等)

- 第12条 研究者等は、公的研究費等の取扱いに関する研修会等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。また、研究者等に対し、誓約書の提出を求めるものとする。

第5章 情報伝達を確保する体制

(窓口の設置)

- 第13条 公的研究費等に係る不正使用等の通報や情報提供、使用ルール等に関する病院内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 不正使用等に関する通報及び情報提供については、総務課に通報窓口を設置するものとし、その担当者名等は公開するものとする。
 - 3 公的研究費等の使用ルール等に関する事項及び前項以外の相談について、臨床研究推進室に相談窓口を設置するものとし、その担当者名等は公開するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第14条 不正使用等に関する通報及び情報提供について、総務課は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告するものとする。

(使用ルール等の理解度の確認)

第15条 臨床研究推進室は、不正使用を防止する観点からコンプライアンス推進責任者と連携して、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第16条 臨床研究推進室は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を公開するとともに、その施策を確実に継続的に推進するものとする。

第6章 公的研究費等の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

第17条 コンプライアンス推進責任者は、臨床研究推進室への照会等により公的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導するものとする。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第18条 研究者等は、公的研究費等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第19条 発注又は契約する際は、特別に定めのある場合のほか、法人の会計規程の定めにより行うこととし、コンプライアンス推進責任者は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

2 継続的に取引を行っている業者には誓約書の提出を求めるものとする。

(検収業務等)

第20条 物品の購入、製造及び修理に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）に伴う検収業務については、特別に定めのある場合のほか、法人の会計規程の定めにより行うものとする。なお、役務の検収については、必要に応じて専門的な知識を有する者が立ち会うものとする。

2 研究機器の保守等の特殊な役務の検収業務についても前項と同様とする。

3 換金性の高い物品については、特別に定めのある場合のほか、法人の会計規程等に基づき適切に管理するものとする。

(非常勤職員の雇用等)

第21条 非常勤職員の雇用等により研究活動の協力を得る場合は、総務課事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費等を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第22条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ旅行命令権者の承認を得るものとし、旅行後は復命書及び旅行の事実を証明するものを総務課に提出するものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第23条 不正な取引に関与した業者については、コンプライアンス推進責任者は取引停止等の措置を講ずるものとする。

第7章 不正使用防止計画の策定及び実施

(不正防止計画の策定及び実施等)

第24条 最高管理責任者は、公的研究費等の運営及び管理並びに執行が適正に行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するとともに、不正使用が行われる要因の把握に努め、違法行為や不正使用防止のため、不正防止計画の策定するものとする。

2 不正使用の防止計画を推進するため、最高管理責任者は不正使用防止計画を推進する部署を置くものとし、臨床研究推進室をもって充てる。

第8章 不正使用調査、処分等

(調査等)

第25条 相談窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合には、最高管理責任者は別に定める規則に基づき、必要な調査を行うものとする。

2 前項の定める調査の結果、不正使用があったと認められた研究者等については、法人の定める規程等に則り処分を行うものとする。

3 第2章に定める各責任者において、管理監督の責任が十分果たされず、結果として不正使用を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

第9章 内部監査

(監査制度)

第26条 公的研究費等の適正な管理のため、最高管理責任者は内部監査規程を策定し、公正かつ的確な内部監査を実施するものとする。

(内部監査の実施等)

第27条 総務課は、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。

2 臨床研究推進室は、コンプライアンス推進責任者、総務課、会計監査人または監査法人等と連携し、公的研究費に係る不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因の把握に努め、適時、不正使用防止計画について、点検及び評価を行うこととする。

第10章 その他

(規程の実施)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は別に定め

る。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年12月1日から施行する。